自殺対策計画進捗確認シート_2020版

計画における項目	実施内容	計画書ページ	担当部署	担当課	令和元年度実施状況	令和元年度　実施状況に関する担当課の評価	達成度（%）	今後（令和２年度以降）の実施計画	令和２年度実施状況	令和２年度　実施状況に関する担当課の評価	達成度（%）	今後（令和３年度以降）の実施計画
重点施策１　うつ病等対策												
うつ病等対策	《新規》ストレスチェックの普及・啓発	P.30	障がい者支援部	障がい保健福祉課精神保健福祉室	チラシ、カード、公式SNS、ホームページなどを使用して周知	公式SNS等を使用した月は件数も伸びたが、一時的なものであった。周知の為の媒体を増やすことや、継続的に実施していくことを含め広報する必要がある。	アクセス件数目標12000件に対し56973件	周知方法を増やして実施	チラシ、カード、公式SNS、ホームページなどを使用して周知	公式SNS等を使用した月は件数も伸びたが、一時的なものであった。周知の為の媒体を増やすことや、継続的に実施していくことを含め広報した。件数はかなり増加した。	アクセス件数目標120,000件に対し99,532件	実施を継続
うつ病等対策	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	P.30	障がい者支援部	障がい保健福祉課精神保健福祉室	熊本県と合同で医師会へ業務委託し、年に1度研修会を実施	修了者54名と予定通り実施できた。	実施	実施を継続	熊本県と合同で医師会へ業務委託し、研修会を1/16と2/6の二回実施。	修了者118名と予定通り実施できた。	実施	実施を継続
うつ病等対策	母親の心のケア推進	P.30	子ども未来部・各区役所	子ども政策課・各区保健子ども課	医療機関からの情報提供に応じて、速やかに個別対応	中央区…対象者全数対応にて適切な支援を行うことができた 東区…妊娠中から把握したケースについては、早期介入し、心身の状態や育児支援につなげることができた。 西区…対象者全数対応にて適切な支援を行うことができた 南区…対象者全数対応にて適切な支援を行うことができた。 北区…対象者全数対応に、医療機関等へもつなぐことが出来た。	中央区…100% 東区…100% 西区…100% 南区…100% 北区…94%	医療機関と連携して継続実施	医療機関からの情報提供に応じて、速やかに個別対応を実施した。 感染のリスクを心配する相手からの希望もあり、電話対応が例年より増えた。 サークル開催の中止や子育て支援センターの利用が中止となり、子育ての孤立化を防ぐための支援へ繋ぐことが困難だった。	5区共通…対象者全数対応にて適切な支援を行うことができた。	100%	医療機関からの情報提供に応じて、速やかに個別対応
うつ病等対策	養育支援家庭訪問	P.30	各区役所	各区保健子ども課	中央区…派遣件数50回。 東区…14ケース 延100回。（4ケースはR2年度へ継続。2ケースが途中キャンセル。） 西区…派遣回数10回、2ケース 南区…派遣回数：36回（4ケース中1ケースが途中キャンセル） 北区…派遣回数27回、4ケース	助産師が訪問し、具体的な育児助言、サポートにより母の育児不安が軽減した。	中央区…100% 東区…86% 西区…90% 南区…75% 北区…80%	中央区…継続実施 東区…継続実施 西区…継続実施 南区…継続実施 北区…継続実施	【中央区】派遣回数56回、７ケース（申請９ケース） 【東区】12ケース 延40回。（1ケースはR3年度へ継続。4ケースが途中キャンセル。） 【西区】派遣回数45回、4ケース 【南区】派遣回数：55回 【北区】派遣回数18回、３ケース	【中央区】助産師の専門的な支援により、育児負担や不安、育児手技の獲得、母親の精神状況安定・改善につながった。 ・精神疾患をもつ産婦に対しては、養育支援のみでなく訪問看護等の導入をおこなったり、頻回な家庭訪問が必要なケースでは、産前産後事業も活用し、支援内容や支援計画を共有し、適切な支援につながった。 【東区】助産師が訪問し、具体的な育児助言、サポートにより母の育児不安が軽減した。ただ対人関係が苦手で訪問を負担に感じるケースが1ケースあった。（途中キャンセルした2ケースについては、実家の支援が得られるようになった等の理由でキャンセル） 【西区】助産師が訪問し、具体的な育児助言、サポートにより母の育児不安が軽減した。 【南区】助産師が訪問し、具体的な育児助言、サポートにより母の育児不安が軽減した。 【北区】助産師が訪問し、具体的な育児助言、サポートにより母の育児不安が軽減した。	【中央区】78% 【東区】83% 【西区】89% 【南区】100% 【北区】100%	【中央区】継続実施 【東区】継続実施 【西区】継続実施 【南区】継続実施 【北区】継続実施
うつ病等対策	小規模事業者等への保健指導	P.31	庁外	熊本地域産業保健センター	（1）ストレスチェックによる高ストレス者に対する医師の面接指導を4回実施。 （2）長時間労働者に対する面接指導を36回実施。 （3）熊本産業保健総合支援センターと連携し、メンタルヘルスに関する研修会を16回 実施。小規模事業場への保健指導や相談対応、教育を実施した。	1）メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック(SC)制度の啓発やSC助成金の活用案内を進めているが、小規模事業場においては、SCは努力義務であり、実施している事業場は３割程度と少なく、高ストレス者に対するフォローとして、当センターを活用した対策を推進する必要がある。 （2）50人未満の事業場では過重労働による健康障害防止対策に取り組んでいる割合は　　５割に満たず、健康相談や長時間労働者に対する医師の面接指導など当センターの活用を促す必要がある。 （3）熊本産業保健総合支援センターと連携し、メンタルヘルス対策についての相談対応や教育等実施しているが、認知度が低いのが課題である。	1）４回実施（利用者名） （2）36回実施（利用者 44名） （3）16回実施（受講者 221名）	実施を継続	（１）労働者の健康管理についての相談　　43件実施 （２）高ストレス者・長時間労働者に対する医師の面接指導 高ストレス者への医師の面接指導　２件、 長時間労働者への医師の面接指導　17件実施。 （３）健康診断結果についての医師からの意見聴取206件実施	（１）コロナ禍での活動であったが、43件の相談対応を実施した。 （２）前年度と比べて減少しているが、小規模事業場にあたってはメンタルヘルス対策、長時間・過重労働による健康障害防止対策に未だ取り組みができていない事業場　　もあり、情報提供等、啓発や利用勧奨を活動として推進する必要がある。 （３）医師の意見聴取で、労働者にとって適正な就業体制を図ることにより就業への 健康に関する不安を解消することができるが、小規模事業場にとってまだ認知 が低く周知が必要である。	(1) 43件実施（616名） (2)高ストレス者への医師の面接指導　2件（2名）、長時間労働者への医師の面接指導　17件実施（36名）。 (3)206件（1,553名）	（1）～（3） 自殺の原因・動機の過半数を占める「健康問題」に対し、継続して実施する必要性があると思われる。継続して実施していきたい。
うつ病等対策	うつ病予防対策	P.31	庁外	熊本地域産業保健センター	（1）ストレスチェックによる高ストレス者に対する医師の面接指導を4回実施。 （2）長時間労働者に対する面接指導を36回実施。 （3）熊本産業保健総合支援センターと連携し、メンタルヘルスに関する研修会を16回 実施。小規模事業場への保健指導や相談対応、教育を実施した。	1）メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック(SC)制度の啓発やSC助成金の 活用案内を進めているが、小規模事業場においては、SCは努力義務であり、実施している事業場は３割程度と少なく、高ストレス者に対するフォローとして、当センターを活用した対策を推進する必要がある。 （2）50人未満の事業場では過重労働による健康障害防止対策に取り組んでいる割合は５割に満たず、健康相談や長時間労働者に対する医師の面接指導など当センターの活用を促す必要がある。 （3）熊本産業保健総合支援センターと連携し、メンタルヘルス対策についての相談対応や教育等実施しているが、認知度が低いのが課題である。	1）４回実施（利用者４名） （2）36回実施（利用者 44名） （3）16回実施（受講者 221名）	実施を継続	メンタル不調による健康相談　　１件（１名） 高ストレス者・長時間労働者に対する医師の面接指導 高ストレス者への医師の面接指導　２件（2名）、 長時間労働者への医師の面接指導　17件実施（36名）。	前年度と比べて減少しているが、小規模事業場にあたってはメンタルヘルス対策、 長時間・過重労働による健康障害防止対策に未だ取り組みができていない事業 場もあり、情報提供等、啓発や利用勧奨を活動として推進する必要がある。	メンタル不調による健康相談 １件（１名） 高ストレス者・長時間労働者に対する医師の面接指導 高ストレス者への医師の面接指導　２件（2名）、 長時間労働者への医師の面接指導　17件実施（36名）。	継続して実施していく。
うつ病等対策	うつ病等に関する講演会の主催及び共	P.31	庁外	熊本市医師会	熊本神経外傷てんかん研究会が開催する講演会の後援	実施できた	出席者25名	継続して実施	国立病院機構熊本医療センター　地域医療研修センターで開催された勉強会の共催		出席者３５名（Web出席者１４名）	開催予定

自殺対策計画進捗確認シート_2020版

重点施策２　高齢者対策												
高齢者対策	地域包括ケアシステムの推進（再掲）	P.32	福祉部・各区役所	高齢福祉課・各区福祉課	市内27カ所に設置している地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）において、総合相談や高齢者見守り訪問を行い、権利擁護等、必要に応じて関係機関等へのつないだり、支援を実施した。	相談件数は94,670件と、高齢者の総合相談窓口として重要な役割を果たしている。	実施	継続して実施	市内27カ所に設置している地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）において、総合相談や高齢者見守り訪問を行い、権利擁護等、必要に応じて関係機関等へのつないだり、支援を実施した。	相談件数は95,546件と、高齢者の総合相談窓口として重要な役割を果たしている。	実施	継続して実施
高齢者対策	老人福祉センターの運営	P.32	福祉部	高齢福祉課	高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上のためのレクリエーション等の取組みを実施。	高齢者の健康増進、共用の向上等生きがいづくりに寄与することができた。	実施	継続して実施	高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上のためのレクリエーション等の取組みを実施。	新型コロナウイルス感染症対策で休館の期間があったものの、高齢者の健康増進、教養の向上等生きがいづくりに寄与することができた。	実施	継続して実施
高齢者対策	高齢者技能習得センターの運営	P.32	福祉部	高齢福祉課	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が技能習得を行う機会と場を提供。	講座等を通じて高齢者の技能習得、教養の向上等に寄与することができた。	実施	継続して実施	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が技能習得を行う機会と場を提供。	新型コロナウイルス感染症対策で休館の期間があったものの、講座等を通じて高齢者の技能習得、教養の向上等に寄与することができた。	実施	継続して実施
高齢者対策	老人憩の家の運営	P.32	福祉部・各区役所	高齢福祉課・各区福祉課	高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として、教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供。	高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進に寄与することができた。	実施	継続して実施	高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として、教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供。	新型コロナウイルス感染症対策で休館の期間があったものの、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進に寄与することができた。	実施	継続して実施
高齢者対策	高齢者権利擁護	P.32	福祉部・各区役所	高齢福祉課・各区福祉課	成年後見制度の啓発研修を家庭裁判所と実施。虐待対応について区役所担当職員向け研修を実施。	研修等の実施により、高齢者の権利擁護に寄与することができた。	実施	継続して実施	虐待対応について区役所担当職員・地域包括支援センターに向け圏域単位の研修を実施。	新型コロナウイルス感染症対策の為、今年度初めてオンラインよる各区圏域単位での事例検討を中心として研修を取り入れるなど、積極的に区及び地域包括支援センターに働きかけ高齢者の権利擁護に寄与することができた。	実施	継続して実施
高齢者対策	認知症高齢者見守り体制	P.32	福祉部・各区役所	高齢福祉課・各区福祉課	各区の認知症地域支援推進員により相談受付、認知症カフェの開催等を支援	認知症カフェの実施等により、認知症高齢者、家族等の相談窓口として寄与した。	実施	継続して実施	各区の認知症地域支援推進員により相談受付、認知症カフェの開催等を支援	新型コロナウイルス感染症対策で多くのカフェが活動を休止したが、いつも参加する参加者に電話や手紙で状況を聞き取りしたりするなど工夫することで認知症高齢者、家族等の相談窓口として寄与した。	実施	継続して実施
高齢者対策	ジュニアヘルパー養成	P.33	福祉部	高齢福祉課	市内の中学校34校（全42校中）の協力により、355名のジュニアヘルパーを養成。	中学生による高齢者訪問により、高齢者の状況把握ができた。また、高齢者にとっても、軽微ではあるが生活支援等に役立った。	実施	継続して実施	新型コロナウイルス感染症の影響から訪問活動を中止し、代わりに中学生（各区1校計5校協力）による地域高齢者宛の絵手紙の作成、民生委員による配布を行った。	初の取り組みではあったが、手紙をもらった高齢者から、引きこもりがちでふさぎ込んでいたが、手紙によって元気をもらえた等多くの返事をいただき、大変好評だった。	実施	継続して実施
高齢者対策	認知症サポーター養成	P.33	福祉部・各区役所	高齢福祉課・各区福祉課	9009名の認知症サポーターを養成。	認知症について、幅広い啓発ができた。	実施	継続して実施	3,622名の認知症サポーターを養成。	今まで集合での講座が主であったため新型コロナウイルス感染症の影響により養成数は減少しているものの、オンライン研修を積極的に勧め、認知症について啓発できた。	実施	継続して実施
高齢者対策	認知症コールセンターの運営	P.33	福祉部	高齢福祉課	1101件の相談受付。若年性相談は343件。	認知症に関する様々な相談等が実施でき、早期発見、早期対応に繋げることができた。	実施	継続して実施	1,144件の相談受付。若年性相談は428件。	認知症に関する様々な相談等が実施でき、早期発見、早期対応に繋げることができた。	実施	継続して実施
重点施策３　生活困窮者対策												
生活困窮者対策	多重債務相談	P.34	市民生活部	生活安全課消費者センター	毎月1回司法書士による相談を行った。	計画通り実施した。	100%	継続して実施	毎月1回司法書士による相談を行った。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面談ではなく電話による相談に切り替えて対応するなど、計画通り実施できた。	100%	継続して実施
生活困窮者対策	生活保護業務	P.34	各区役所	各区保護課	申請相談を含め、関係機関へつなぎ支援を実施	通常業務と並行して適切な支援ができた。	実施	継続して実施	申請相談を含め、関係機関へつなぎ支援を実施	通常業務と並行して適切な支援ができた。	実施	継続して実施
生活困窮者対策	生活困窮者自立支援	P.34	福祉部	保護管理援護課福祉相談支援センター	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施。相談件数3,789件。	個々に応じたプランを作成し、支援を行うことで、今後の生活について精神的・経済的不安を軽減できた。	実施	令和2年度からは生活自立支援センターを1か所から3か所に増やし実施。	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施。相談件数18,103件。	個々に応じたプランを作成し、支援を行うことで、今後の生活について精神的・経済的不安を軽減できた。	実施	継続して実施
生活困窮者対策	一時生活支援	P.35	福祉部	保護管理援護課	住居のない生活困窮者に対して一時的な宿泊場所や衣食の提供等を実施。実績15名。（延べ904日）	住居を失った方に対し支援を行うことで精神的な安定及び経済的な自立へ繋げることができた。	実施	継続して実施	住居のない生活困窮者に対して一時的な宿泊場所や衣食の提供等を実施。実績21名。（延べ1,590日）	住居を失った方に対し支援を行うことで精神的な安定及び経済的な自立へ繋げることができた。	実施	継続して実施
生活困窮者対策	就労準備支援	P.35	福祉部	保護管理援護課	生活困窮者等に対し就労に必要な訓練を実施。 実績22名。（就職率77%）	生活習慣の改善や基本的なスキル習得により、生活の自立につなげることができた。	実施	継続して実施	生活困窮者に対し就労に必要な訓練を実施。 実績２０名。（就職率９０%）	生活習慣の改善や基本的なスキルの習得により、生活の自立につなげることができた。	実施	継続して実施
生活困窮者対策	家計相談支援	P.35	福祉部	保護管理援護課	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸し付けの斡旋等を実施。相談件数1,042件。	節約のスキル習得や貸付・関係機関へのつなぎ支援等を行い、精神面・経済面での安定を確保できた。	実施	継続して実施	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付の斡旋等を実施。 相談件数7,367件。	節約のスキル習得や貸付・関係機関へのつなぎ支援等を行い、精神面・経済面での安定を確保できた。	実施	継続して実施
生活困窮者対策	生活資金貸付	P.35	福祉部	健康福祉政策課	熊本県社会福祉協議会において、高齢者や所得が低い方等に対し、生活資金の貸し付けを行った。	当該貸付制度により、高齢者や所得が低い方等の生活を経済的に支えることができた。	100%	引き続き、熊本県社会福祉協議会において、高齢者や所得が低い方等に対し、生活資金の貸し付けを行う。	熊本県社会福祉協議会において、高齢者や所得が低い方等に対し、生活資金の貸し付けを行った。	当該貸付制度により、高齢者や所得が低い方等の生活を経済的に支えることができた。	100%	引き続き、熊本県社会福祉協議会において、高齢者や所得が低い方等に対し、生活資金の貸し付けを行う。
生活困窮者対策	暮らしとこころの悩みの相談会（再掲	P.35	障がい者支援部/庁外	こころの健康センター/熊本弁護士会								
重点施策４　勤務・経営問題対策												
ア．勤務問題対策	労働相談窓口	P.36	産業部	経済政策課しごとづくり推進室	毎週水曜日の午後、社労士による労働相談を実施。昨年度の相談件数は52件、	一定数の需要があるため、今後も必要		継続して実施	本庁舎14階にて月曜日～金曜日社労士による労働相談を実施。昨年度の相談件数は149件。	一定数の需要があるため、今後も必要	実施	継続して実施
ア．勤務問題対策	働き方相談所	P.36	市民生活部	男女共同参画課(男女共同参画センターはあもにい)	就職・再就職（転職）を考えている方、今の仕事について悩んでいる方、その他、就業に関する悩みのある方などを対象に、毎月第3水曜日に1人1時間ハローワークの職員が個別に相談に応じた。 令和元年度実績　6件	H30年度の年間相談者数13件と比較し相談実績が下がっており、周知や相談のあり方について再検討が必要。	実施	熊本労働局及び男女共同参画センターはあもにいと効果的な事業のあり方を協議しながら、今後も継続的に実施する	毎月第３水曜日（年１２回実施）６名受講	起業支援にも取り組んでいる。（２回16名受講）	実施	実施を継続
ア．勤務問題対策	小規模事業者等への保健指導（再掲	P.36	庁外	熊本地域産業保健センター								

自殺対策計画進捗確認シート_2020版

ア．勤務問題対策	うつ病予防対策（再掲	P.37	庁外	熊本地域産業保健センター								
ア．勤務問題対策	男女共同参画出前講座（セクハラ・パ	P.37	市民生活部	男女共同参画課	熊本市内に在住、通勤、通勤している10人以上で構成された団体・企業・グループ等に対し、年度（4月1日～翌年3月31日）に1回講師を派遣している。 開催実績5回（５団体）　計2,296名	企業や地域団体等に幅広いテーマで学習機会を確保できた。	実施	実施を継続	熊本市内に在住、通勤、通勤している10人以上で構成された団体・企業・グループ等に対し、年度（4月1日～翌年3月31日）に1回講師を派遣している。 開催実績4回（4団体）　計233名	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、出前講座の申込件数が減少した。	実施	実施を継続
ア．勤務問題対策	暮らしとこころの悩みの相談会（再掲	P.37	障がい者支援部/庁外	こころの健康センター/熊本弁護士会								
ア．勤務問題対策	職場のメンタルヘルス研修会	P.37	庁外	熊本県精神保健福祉協会	コース1：令和元年8月29日　参加者65名 コース2：令和元年11月21日　参加者52名	保健師、産業保健スタッフ、衛生管理者、人事労務担当者等に対して、メンタルヘルス不全者の早期発見～復職支援方法等を研修することにより、フォローアップ体制が整い自殺予防へとつながった。	実施	実施を継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止。			令和４年度２月実施予定。
ア．勤務問題対策	メンタルヘルス研修講師紹介派遣	P.37	庁外	熊本県精神保健福祉協会	令和元年度は1事業所へ講師派遣	事業所での職員研修へ講師を派遣し、メンタルヘルスに関する研修会を行った。	実施	実施を継続	新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止。			令和４年度２月実施予定。
イ．経営問題対策	熊本市倒産関連中小企業者に対する利	P.37	産業部	商業金融課	倒産企業等の影響を受けた中小企業者の借入れに対する利子補給の制度を継続したが、制度の利用実績は無かった。なし。	制度継続により、制度対象となる中小企業者の金融経費の軽減と経営の安定が図られる。	0%	継続して実施	倒産企業等の影響を受けた中小企業者の借入れに対する利子補給の制度を継続し実施したが、制度の利用実績は無かった。	制度継続により、制度対象となる中小企業者の金融経費の軽減と経営の安定が図られる。	0%	継続して実施
イ．経営問題対策	熊本地震特別融資利子補給	P.38	産業部	商業金融課	熊本地震の被災事業者の資金借入れに対する令和元年分の利子補給（最終令和元年度）を実施	対象事業者の資金繰りの円滑化が図られた。	100%	なし（令和元年度で制度終了）	なし（令和元年度で制度終了）	なし（令和元年度で制度終了）		
イ．経営問題対策	新型コロナウイルス関連利子補給			商業金融課	―	―	―	令和2年度、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者の借入れに対する3年間の利子補給制度を創設。	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者の借入れに対する令和2年分の利子補給を実施	対象事業者の資金繰りの円滑化が図られた。	100%	継続して実施
イ．経営問題対策	農業金融対策	P.38	農政部	農業支援課・各農業振興課	農業者の資金借入に対する利子補給や保証料助成により農業経営の負担軽減を図る。	72件の利子補給や保証料助成の申請について、全て適切に執行した。	100%	継続して実施	農漁業者の農漁業制度資金借入に対する利子補給や保	97件の利子補給や保証料の申請について、全て適切に	100%	実施を継続
重点施策５　子ども・若者対策												
子ども・若者対策	児童に関する相談援助	P.39	子ども未来部	児童相談所	児童虐待、非行、養育困難等に関する相談を実施。	相談を受けて支援を行う中で、子ども及び保護者の自殺防止に繋がっていると考えている。	実施	継続して実施	児童虐待、非行、養育困難等に関する相談を実施。	相談を受けて支援を行う中で、子ども及び保護者の自殺防止に繋がっていると考えている。	実施	継続して実施
子ども・若者対策	学習支援	P.39	福祉部	保護管理援護課	生活保護世帯の中学生を対象に学習支援を実施。 参加者47名。最終在籍者数33名。中3参加者の進学率100%。	参加した中学3年生（16名）については全員が進学した。	実施	継続して実施	生活保護世帯の中学生を対象に学習支援を実施。 参加者44名。最終在籍者数33名。中3参加者の進学率100%。	参加した中学3年生（13名）については全員が進学した。	実施	継続して実施
子ども・若者対策	子ども・若者総合相談	P.39	子ども未来部	子ども支援課子ども若者総合相談センター	電話・メールなどにより、24時間365日体制で子ども・若者に関するあらゆる相談を受け、悩みを傾聴しつつ助言及び情報提供を行うことで、困難を抱える相談者の不安を取り除き、精神状態の安定につなげる。また、緊急・困難なケースについては、関係機関と連携し、早期支援につないでいる。	子ども・若者総合相談センターの令和元年度（2019年度）相談件数6,036件のうち自殺に関する相談は90件あったが、適切に対応した。	100%	継続して実施	電話・メールなどにより、24時間365日体制で子ども・若者に関するあらゆる相談を受け、悩みを傾聴しつつ助言及び情報提供を行うことで、困難を抱える相談者の不安を取り除き、精神状態の安定につなげる。また、緊急・困難なケースについては、関係機関と連携し、早期支援につないでいる。	子ども・若者総合相談センターの令和2年度（2020年度）相談件数6,748件のうち自殺に関する相談は198件あったが、適切に対応した。	100%	継続して実施
子ども・若者対策	要保護児童相談	P.40	各区役所	各区保健子ども課	中央区…特定妊婦を含む新規ケース169件と継続ケース98件、合計267件に対応。年度後半からの面前DVケース対応については東区同様。 東区…令和元年度の新規受理162ケースと前年度からの継続ケース134ケースの合わせて296ケースについて対応。 令和元年度後半から、面前DVによる心理的虐待については児相から逆送致されてきたケースに対しても対応実施。 西区…新規ケース61件、継続ケース99件、特定妊婦7件、合計167件に対応。年度後半から面前DVについて児相からの逆送致ケースにも対応した。 南区…要保護児童・特定妊婦について、関係機関との連携により早期発見・早期対応にて実施した。 【令和元年度実績】 249ケース（※虐待による死亡事例：0件） ≪内訳≫新規受理：109ケース、特定妊婦：12ケース、前年度からの継続：128ケース 北区…新規103ケース、継続83ケース、特定妊婦9ケース、合計195ケース対応。児相からの面前DVケースも随時対応した。	中央区…区の特徴としては特定妊婦の受理件数が他区に比べ多いこと、親族等からの支援を受けられず孤立しているケースが多いため、社会資源の活用や関係機関との連携を図りながら支援をしている。 東区…新規ケースについて、通告後48時間以内に児童の安否確認を行うことがほぼできた。直接介入が難しいケースについては、ケースに関わる関係機関と連携しながら対応することができた。296ケース中、転出等によるケース移管も含めて154ケースを終結することができた。虐待による死亡事例は0件。 西区…関係機関と連携し、各ケースに対して支援を実施。 南区…保護者の精神面を把握するなどして対応し、関係機関と連携の上、各ケースへの支援を行うことができた。 北区…関係機関との情報連携を中心に、虐待ケースの早期発見及び行政サービス等の提供で対応。虐待による死亡事例無し。	中央区…100% 東区…99% 西区…100% 南区…100% 北区…100%	中央区…継続実施 東区…継続して実施 西区…継続実施 南区…継続して実施 北区…継続実施	【中央区】特定妊婦を含む新規ケース200件、継続ケース105件、合計305件に対応。面前DVについて児相からの逆送致ケース25件にも対応した。 【東区】特定妊婦を含む新規ケース158件、継続ケース142件、合計300件に対応。内面前DVについて児相からの逆送致ケース51件（8件は令和元年度からの継続）にも対応した。 【西区】新規ケース71件、継続ケース107件、特定妊婦11件、合計189件に対応。面前DVについて児相からの逆送致ケース10件にも 対応した。 【南区】要保護児童・特定妊婦について、関係機関との連携により早期発見・早期対応にて実施した。 （令和2年度実績） 286ケース（※虐待による死亡事例：0件） ≪内訳≫新規受理：117ケース、特定妊婦：12ケース、 前年度からの継続：157ケース 【北区】特定妊婦を含む新規ケース100件、継続ケース88件、合計188件に対応。内、面前DVについて児相からの逆送致ケース37件にも対応した。	【中央区】新型コロナウイルス感染症の影響で、年度当初は学校が休校となったため、国が緊急的に安否確認調査を行い、関係機関との連携の機会が増えた。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的困窮や子どもの在宅時間が増えたことによる育児負担感に関する相談が寄せられ、生活保護への繋ぎや訪問面接等により育児への助言を行った。 【東区】新規ケースについて、通告後48時間以内に児童の安否確認を行うことは100%できた。直接介入が難しいケースについては、ケースに関わる関係機関と連携しながら対応することができた。また困難ケースについては、定期的に個別ケース検討会議を行い、関係機関と情報共有と役割分担しながら支援を行うことができた。 【西区】関係機関と情報共有を行い連携することで、各ケースに対して支援やサービスの提供を実施することができた。 【南区】保護者の精神面を把握するなどして対応し、関係機関と連携の上、各ケースへの支援を行うことができた。 【北区】関係機関とケース検討会議を行い、情報を共有するともに、連携を強化することで,困難なケースに対しても支援を実施することができた。	【中央区】100% 【東区】100% 【西区】100% 【南区】100% 【北区】100%	【中央区】継続実施 【東区】継続実施 【西区】継続実施 【南区】継続実施 【北区】継続実施
子ども・若者対策	思春期精神保健福祉研修会	P.40	障がい者支援部	こころの健康センター	1回実施（参加者219名）。	児童思春期にみられる精神疾患や、近年関心の高まっているゲーム障害やひきこもりといったテーマということもあり、定員を超える参加数となった。また、87%が「参考になった」と回答しており、満足度の高い研修会であったと考える。	100%	実施を継続。今年度は要望の多かったゲーム障害にテーマを絞り、開催をする予定。	新型コロナウィルスの影響で中止。	講師をお呼びすることや集合研修の実施が難しく、やむを得ず中止となった。	0%	実施を継続。今年度はゲーム障害をテーマとし、オンライン研修を開催をする予定。
子ども・若者対策	《新規》ＳＮＳによるこころの悩み相	P.40	障がい者支援部	障がい保健福祉課精神保健福祉室								

自殺対策計画進捗確認シート_2020版

子ども・若者対策	命の大切さを実感できる授業実践	P.40	学校教育部	指導課・健康教育課・教育センター	①市産婦人科医会と連携し、市立中学校において「いのちの大切さを考える講演会」を実施。 ②全小中学校で「生命の尊さ」に関しての授業を実施。また，11月に実施した「心かがやけ月間」では，「命を大切にする心や規範意識」を掲げ，各学校で授業や講演会など，家庭や地域と連携しながら具体的な取組を実施。	①15校実施予定だったが、6校の実施にとどまった。※新型コロナウイルスの影響で臨時休校となったため ②道徳の授業の実施により，自分を振り返りこれからの生き方を考えようとする子どもたちが育ってきていること，社会全体で子どもたちを育もうという家庭や地域の意識が高まってきたことが，アンケート調査からうかがえた。	①40% ②実施	①継続して市産婦人科医会と連携し、市立中・高・特支学校に拡大（47校）して実施する。 ②研修等で各学校のよい取組を紹介しながら，今後も継続して実施する。	①市立中・高・特別支援学校（47校）実施予定だったが、31校の実 施だった。 ②全小中学校では「生命の尊さ」に関する授業を実施。11月の「心 かがやけ月間」では、「命を大切にする心や規範意識」を掲げ、 新型コロナウイルス感染症による影響の中、各校工夫して家庭や 地域と連携しながら具体的な取組を実施した。	①コロナ禍による休校もあり予定の全校実施ができなかった。 ②道徳の授業をとおして、自分を振り返り、これからの生き 方を考えようとする子どもたちが育ってきている。「心か がやけ月間」で、実際に家庭や地域と関わりながら取組を 進めたことで、社会全体で子どもたちを育てていく大切さ について啓発することができた。	①66% ②実施	①継続して実施（100%の実施をめざす） ②継続して実施
子ども・若者対策	定期的なアンケートの実施	P.40	学校教育部	総合支援課	毎月実施した「きずなアンケート」、年１回実施した「心のアン ケート」により、いじめや悩み等、児童生徒が声をあげられる機会を確保した。	アンケートの結果をもとにした教育相談等により、いじめの未然防止や早期発見につながっている。	実施	継続して実施	毎月実施した「きずなアンケート」、年１回実施した「心のアン ケート」により、いじめや悩み等、児童生徒が声をあげられる機会を確保した。	アンケートの結果をもとにした教育相談等により、いじめの未然防止や早期発見につながっている。	実施	継続して実施
子ども・若者対策	いじめ防止等対策	P.40	学校教育部	総合支援課	本市の実情に応じたいじめ防止に関する基本方針に基づき、熊本市いじめ防止等対策委員会を年２回実施した。また、各学校においても外部専門家を含めた学校いじめ防止等対策委員会を年２回以上開催し、児童生徒のいじめ等について組織的に対応した。さらに、すべての学校ホームページに各校のいじめ防止基本方針を掲載している。	いじめ防止等対策委員会の定期的な開催により、基本方針やいじめ対応の見直しを図ることができた。	実施	継続して実施	本市の実情に応じたいじめ防止に関する基本方針に基づき、熊本市いじめ防止等対策委員会を年２回実施した。また、各学校においても外部専門家を含めた学校いじめ防止等対策委員会を年２回以上開催し、児童生徒のいじめ等について組織的に対応した。さらに、すべての学校ホームページに各校のいじめ防止基本方針を掲載している。	いじめ防止等対策委員会の定期的な開催により、基本方針やいじめ対応の見直しを図ることができた。	実施	継続して実施
子ども・若者対策	学校等における相談体制の充実	P.41	学校教育部	総合支援課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置して、専門家による相談ができる体制をとっている。また、SNSを活用した相談体制「ほっとらいん」を整備し、児童生徒がより気軽に相談できる体制を整えた。	担任等、学校に相談できない児童生徒が学校生活の不安や悩みを相談できる場所やツールとして一定の成果を出すことができた。	実施	継続して実施	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置して、専門家による相談ができる体制をとっている。また、SNSを活用した相談体制「ほっとらいん」を整備し、児童生徒がより気軽に相談できる体制を整えた。	担任等、学校に相談できない児童生徒が学校生活の不安や悩みを相談できる場所やツールとして一定の成果を出すことができた。	実施	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置して専門家による相談体制の構築を図る。
子ども・若者対策	相談窓口一覧の周知	P.41	学校教育部	総合支援課	校務支援システムにより、すべての学校へ相談窓口の周知をおこなうとともに、SNSを活用した相談窓口「ほっとらいん」にも相談窓口を掲載している。	すべての児童生徒・保護者への周知だけでなく、SNSを活用した相談窓口の周知を行うことで、不安や悩みをもった相談者の目にも触れやすい周知を行うことができた。	実施	継続して実施	校務支援システムにより、すべての学校へ相談窓口の周知をおこなうとともに、SNSを活用した相談窓口「ほっとらいん」にも相談窓口を掲載した。	すべての児童生徒・保護者への周知だけでなく、SNSを活用した相談窓口の周知を行うことで、不安や悩みをもった相談者の目にも触れやすい周知を行うことができた。	実施	校務支援システムにより、すべての学校へ相談窓口の周知をおこなう。
子ども・若者対策	非行防止教室	P.41	教育総務部	青少年教育課	児童・生徒を対象として、SNSやスマートフォンを介した人間関係のトラブルやいじめの問題などを取り上げ、対処方法の指導や注意喚起を行った。 開催実績１回（１団体）参加者約100名	実績が１件とほとんどないため、周知や啓発のあり方について検討が必要。	実施	出前講座にて講座名を具体的にしたものを掲載することで、市民の方に広くお知らせし、対策は継続して実施する。	新型コロナ感染拡大の影響もあり、学校での実施はなかったが、中心街での街頭指導(418回)及び啓発活動(12/21,22,23の３日間)をとおして、児童・生徒を対象にSNSに起因する人間関係のトラブル及び犯罪被害の防止等について対処方法の指導や注意喚起を行った。	オンラインを含む実施方法及び周知や啓発のあり方について検討が必要である。	実施	実施を継続する。
重点施策６　震災関連対策												
ア．相談支援	総合相談窓口の設置	P.42	健康福祉政策課	健康福祉政策課	各区役所に総合相談窓口を設置し、生活再建及び住宅再建を支援。 相談件数：25,164件	各区役所に設置した総合相談窓口で、各種申請の案内、受付をまとめて行ったため、申請漏れを防ぐとともに、生活再建支援システムを活用し、相談履歴を記録、閲覧できるようにしたため、継続的かつスムーズな相談対応ができ、被災者の生活再建につなげることができた。	実施	継続実施。 ※被災者からの相談業務については、福祉課で対応。生活及び住宅再建の各種支援制度の申請受付は「熊本地震支援金申請窓口」で対応。	各区役所福祉課及び熊本地震支援金申請窓口にて生活再建及び住宅再建を支援。 相談件数：6,979件	令和元年度に引き続き、生活再建支援システムを活用し、相談履歴を記録、閲覧できるようにすることで、継続的かつスムーズな相談対応ができ、被災者の生活再建につなげることができた。	実施	継続実施。 ※被災者からの相談業務並びに生活及び住宅再建の各種支援制度の申請受付については、各区役所福祉課で対応。
ア．相談支援	地域支え合いセンターによる支援	P.42	健康福祉政策課	健康福祉政策課	専門職（看護師）の戸別訪問による見守りや健康相談を実施。 状況に応じて他部署・関係機関とも連携し、応急仮設住宅入居者の生活支援を実施した。 見守り件数：延べ約111,000世帯訪問	専門職（看護師）による継続的な訪問で、高齢世帯を中心に見守りや健康相談を実施していたことで、生活支援だけでなく住まい再建などその他の悩みや相談にも、関係機関につなぐことで早期に解決できた。 訪問時不在世帯については電話等によるフォローを実施。	実施	仮設住宅の入居世帯については引き続き実施するとともに、再建した世帯については、地域包括ケアシステムの枠組みとして、校区担当保健師（各区保健子ども課）による専門的支援を実施していく。 ＊新型コロナウイルス感染拡大防止のため戸別訪問等は中止している。	新型コロナウイルス感染症の影響により、被災者支援に支障をきたすことがないよう、熊本県のリスクレベルに応じた独自の訪問基準を定め、校区担当保健師等による専門的支援を実施。 状況に応じて他部署・関係機関とも連携し、応急仮設住宅入居者の生活支援を実施した。	校区担当保健師等による継続的な訪問で、高齢世帯を中心に見守りや健康相談を実施していたことで、生活支援だけでなく住まい再建などその他の悩みや相談にも、関係機関につなぐことで早期に解決できた。 訪問時不在世帯については電話等によるフォローを実施。	実施	実施を継続
ア．相談支援	被災者支援無料法律相談	P.42	広聴課	広聴課	※令和元年度（2019年度）以降は広聴課の特別相談で対応。				法律相談（無料）における被災者関連相談　2件	住宅等の相談に対し、弁護士が専門的知識により対処法のアドバイスを行ったことにより、不安を除き精神的な安定につなげることができた。	100%	継続実施
ア．相談支援	個別相談会等の開催	P.42	各区役所	各区福祉課　他	悩みや問題を抱え再建が進まない方々のために、行政や専門機関による相談会を実施。 開催件数：7回開催/計画：11回 （大雨や参加見込がない等で中止4回）	行政や専門機関による相談ブースを１つの会場に設け、被災者からの生活及び住宅再建の相談を同日受けることが可能だったため、悩んで決めかねていた被災者の再建を進めることができた。	実施	被災者の生活及び住宅再建が進んだため、令和元年度（2020年度）末をもって終了。各区の状況に応じて実施の可能性あり。	被災者の生活及び住宅再建が進んだため、令和元年度（2020年度）末をもって終了。			
ア．相談支援	被災者見守り対策強化	P.42	福祉部	健康福祉政策課	仮設住宅入居者等に対し、緊急通報装置を貸与するとともに、定期的な安否確認を行った。	事業対象者の中に自殺された方がいないため、一定の効果があったものと考えている。	100%	引き続き、仮設住宅入居者等に対し、緊急通報装置を貸与するとともに、定期的な安否確認を行う。	仮設住宅入居者等に対し、緊急通報装置を貸与するとともに、定期的な安否確認を行った。	事業対象者の中に自殺された方がいないため、一定の	100%	引き続き、仮設住宅入居者等に対し、緊急通報装置を貸与するとともに、定期的な安否確認を行う。
ア．相談支援	暮らしとこころの悩みの相談会（再掲	P.43	障がい者支援部/庁外	こころの健康センター/熊本弁護士会								

自殺対策計画進捗確認シート_2020版

イ．住宅再建支援	伴走型住まい確保支援	P.43	福祉部	健康福祉政策課	被災者が1日も早く恒久的な住まいの再建ができるよう、不動産会社等への案内や入居に関する手続き、関係機関へのつなぎなど、各世帯の状況の違いに細かく対応した支援を行うもの。 相談件数：6,130件（令和元年度）	不動産の専門知識を有した業者に委託して実施したため、住宅に関する相談にスムーズに対応でき、被災者の1日も早い住まい再建に繋げることができた。	100%	住まい再建が進んだため、令和元年度（2020年度末）末をもって支援終了。（次年度以降に残る仮設入居世帯は、自宅建築契約済の世帯）	住まい再建が進んだため、令和元年度（2020年度末）末をもって支援終了。			
イ．住宅再建支援	自宅再建利子助成	P.43	福祉部	健康福祉政策課	被災者が住宅の再建のために金融機関等により融資を受けた場合に、その利子の一部を補給し、自宅再建の支援を実施。 助成件数：558件（令和元年度）	住宅再建のための負担となる利子の一部を助成することで、被災者の恒久的な住まいの確保を支援することができた。	実施	当初の申請期限（2020年2月28日）を延長して実施している。	被災者が住宅の再建のために金融機関等により融資を受けた場合に、その利子の一部を補給し、自宅再建の支援を実施。 助成件数：558件（令和元年度）	住宅再建のための負担となる利子の一部を助成することで、被災者の恒久的な住まいの確保を支援することができた。	実施	当初の申請期限（2020年2月28日）を延長して実施している。
イ．住宅再建支援	リバースモーゲージ利子助成	P.43	福祉部	健康福祉政策課	高齢世帯が、その住宅を再建するために金融機関等からリバースモーゲージ型融資を受けた場合に、その利子の一部を補給し、自宅再建の支援を実施。 助成件数：38件（令和元年度）	住宅再建のための負担となる利子の一部を助成することで、被災者の恒久的な住まいの確保を支援することができた。	実施	当初の申請期限（2020年2月28日）を延長して実施している。	高齢世帯が、その住宅を再建するために金融機関等からリバースモーゲージ型融資を受けた場合に、その利子の一部を補給し、自宅再建の支援を実施。 助成件数：38件（令和元年度）	住宅再建のための負担となる利子の一部を助成することで、被災者の恒久的な住まいの確保を支援することができた。	実施	当初の申請期限（2020年2月28日）を延長して実施している。
イ．住宅再建支援	恒久住宅転居経費助成	P.43	福祉部	健康福祉政策課	恒久住宅へ転居する際の引っ越し費用に対して助成し、住まい再建の支援を実施。 助成件数：2,715件（令和元年度）	再建先へ転居する際の引っ越し費用を助成することで、被災者の恒久的な住まいの確保を支援することができた。	実施	当初の申請期限（2020年2月28日）を延長して実施している。	恒久住宅へ転居する際の引っ越し費用に対して助成し、住まい再建の支援を実施。 助成件数：2,715件（令和元年度）	再建先へ転居する際の引っ越し費用を助成することで、被災者の恒久的な住まいの確保を支援することができた。	実施	当初の申請期限（2020年2月28日）を延長して実施している。
イ．住宅再建支援	民間賃貸住宅入居初期経費助成	P.43	福祉部	健康福祉政策課	恒久住宅として民間賃貸住宅へ入居する際の礼金等の初期費用に対して助成し、住まい再建の支援を実施。 助成件数：1,818件（令和元年度）	民間賃貸住宅に入居する際の礼金等初期費用を助成することで、被災者の恒久的な住まいの確保を支援することができた。	実施	当初の申請期限（2020年2月28日）を延長して実施している。	恒久住宅として民間賃貸住宅へ入居する際の礼金等の初期費用に対して助成し、住まい再建の支援を実施。 助成件数：1,818件（令和元年度）	民間賃貸住宅に入居する際の礼金等初期費用を助成することで、被災者の恒久的な住まいの確保を支援することができた。	実施	当初の申請期限（2020年2月28日）を延長して実施している。
イ．住宅再建支援	宅地復旧支援（熊本地震復興基金）	P.43	都市政策部	震災対策課	対象工事費（宅地の復旧に要した額）から50万円を控除した額に２／３を乗じた額。対象工事費が1,000万円以上の場合、補助金交付額は633万3千円を限度とし実施。 交付実績：413件（令和元年度）	補助金を交付することで市民の安全安心で快適な生活環境の整備につなげることができた。	実施	届出書を提出いただいた申請者に関しては令和4年3月31日に申請期限を延長して実施している。	対象工事費（宅地の復旧に要した額）から50万円を控除した額に２／３を乗じた額。対象工事費が1,000万円以上の場合、補助金交付額は633万3千円を限度とし実施。 交付実績：413件（令和元年度）	補助金を交付することで市民の安全安心で快適な生活環境の整備につなげることができた。	実施	届出書を提出いただいた申請者に関しては令和4年3月31日に申請期限を延長して実施している。
イ．住宅再建支援	災害公営住宅整備	P.43	住宅部	震災住宅支援課	平成30年度から令和元年度までに市内8箇所に災害公営住宅整備を行った。	直接建設に加え、買取型にて災害公営住宅を迅速に整備することにより、恒久的住宅の提供を行うことができた。	100%	令和元年度で事業終了。	平成30年度から令和元年度までに市内8箇所に災害公営住宅整備を行った。	直接建設に加え、買取型にて災害公営住宅を迅速に整備することにより、恒久的住宅の提供を行うことができた。	100%	令和元年度で事業終了。
イ．住宅再建支援	被災者住宅支援	P.44	住宅部	震災住宅支援課	みなし仮設住宅として約3,700戸を提供した。また、プレハブ仮設団地として市内9団地を提供した。	入居者の生活再建方針の把握を行い、ニーズに添った対応ができた。	100%	引き続き、入居者の生活再建方針の把握を行い、ニーズに添った対応を行っていく。	みなし仮設住宅として約3,700戸を提供した。また、プレハブ仮設団地として市内9団地を提供した。	入居者の生活再建方針の把握を行い、ニーズに添った対応ができた。	100%	引き続き、入居者の生活再建方針の把握を行い、ニーズに添った対応を行っていく。
イ．住宅再建支援	応急仮設住宅管理	P.44	住宅部	震災住宅支援課	プレハブ仮設団地の維持管理を行った。	入居者の安全安心な生活のために、適切に維持管理を行うことができた。	100%	引き続き、入居者の安全安心な生活のために、適切に維持管理を行っていく。	プレハブ仮設団地の維持管理を行った。	入居者の安全安心な生活のために、適切に維持管理を行うことができた。	100%	引き続き、入居者の安全安心な生活のために、適切に維持管理を行っていく。
ウ．生活再建支援	生活再建に関する情報提供	P.44	福祉部	健康福祉政策課	被災者の生活及び住宅再建に向け、支援に関する情報や日々の暮らしに役立つ情報の提供を実施。 復興だより（市政だより）：毎月発行 声の市政だより（ラジオ）：22回 窓口一覧：毎月発行	生活及び住宅再建支援に関する情報や日々の暮らしに役立つ情報を提供することで、被災者の不安の解消につなげることでができた。	実施	継続実施	被災者の生活及び住宅再建に向け、支援に関する情報や日々の暮らしに役立つ情報の提供を実施。 復興だより（市政だより）：毎月発行 声の市政だより（ラジオ）：22回 窓口一覧：毎月発行	生活及び住宅再建支援に関する情報や日々の暮らしに役立つ情報を提供することで、被災者の不安の解消につなげることでができた。	実施	継続実施
ウ．生活再建支援	熊本地震災害義援金支給	P.44	福祉部	健康福祉政策課	全国から寄せられた義援金を公平かつ効率的に配分し、被災者の生活再建の支援を実施。 支給件数：98,255件（地震後、申請・受給した件数）※R2.3月末時点	被災者の経済的な不安の解消につなげることでができた。	実施	今後の県からの配分や義援金の残額等に応じて追加配分を検討。	全国から寄せられた義援金を公平かつ効率的に配分し、被災者の生活再建の支援を実施。 支給件数：98,255件（地震後、申請・受給した件数）※R2.3月末時点	被災者の経済的な不安の解消につなげることでができた。	実施	今後の県からの配分や義援金の残額等に応じて追加配分を検討。
ウ．生活再建支援	熊本地震災害弔慰金支給	P.44	福祉部	健康福祉政策課	熊本地震によって死亡した方のご遺族または重度の障害を負った方の生活再建支援を実施。 認定件数：災害弔慰金87件、災害障害見舞金6件（地震後、認定した件数）	被災者または被災者の遺族の経済的な不安の解消につなげることでができた。	実施	継続実施	熊本地震によって死亡した方のご遺族または重度の障害を負った方の生活再建支援を実施。 認定件数：災害弔慰金87件、災害障害見舞金6件（地震後、認定した件数）	被災者または被災者の遺族の経済的な不安の解消につなげることでができた。	実施	継続実施
ウ．生活再建支援	熊本地震災害見舞金支給	P.44	福祉部	健康福祉政策課	熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に生活再建の支援を実施。 支給件数：54,118件（地震後、申請・受給した件数）※R2.3月末時点	被災者の経済的な不安の解消につなげることでができた。	実施	継続実施	熊本地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に生活再建の支援を実施。 支給件数：54,118件（地震後、申請・受給した件数）※R2.3月末時点	被災者の経済的な不安の解消につなげることでができた。	実施	継続実施
ウ．生活再建支援	熊本地震特別融資利子補給（再掲）	P.44	産業部	商業金融課								
ウ．生活再建支援	災害援護資金貸付	P.44	福祉部	健康福祉政策課	災害援護資金貸付金の返済に滞納がある方に対して、電話や訪問により滞納理由や生活状況等を聞き取り、必要に応じて支払猶予の手続等を案内した。	支払猶予の手続につながった方がいる一方、連絡が取れない方もいるため、連絡方法について検討する必要がある。	数値評価が困難	引き続き、災害援護資金貸付金の返済に滞納がある方に対して、電話や訪問により滞納理由や生活状況等を聞き取り、必要に応じて支払猶予の手続等を案内する。	災害援護資金貸付金の返済に滞納がある方に対して、電話や訪問により滞納理由や生活状況等を聞き取り、必要に応じて支払猶予の手続等を案内した。	支払猶予の手続につながった方がいる一方、連絡が取れない方もいるため、連絡方法について検討する必要がある。	数値評価が困難	引き続き、災害援護資金貸付金の返済に滞納がある方に対して、電話や訪問により滞納理由や生活状況等を聞き取り、必要に応じ支払猶予の手続等を案内する。